春日井市公衆浴場維持運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市民の公衆衛生に必要な公衆浴場の維持に努め、その利用の機会の確保を図るため、予算の範囲内で、浴場事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則(昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 公衆浴場 公衆浴場法 (昭和23年法律第139号。以下「法」という。)第1条第1項の公衆浴場をいう。
 - (2) 浴場業 法第1条第2項の浴場業をいう。
 - (3) 浴場事業者 法第2条第1項の許可を受けた者であって、物価統制令(昭和21 年勅令第118号)第4条により、公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受ける公衆浴場を営むものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内の浴場事業者とする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、浴場業に要する 経費のうち次の経費とする。
 - (1) 水道料(下水道使用料を含む。)、電気料及び燃料費
 - (2) 公衆浴場の整備及び修繕(附帯工事を含む。)に要した経費
- 2 浴場事業者がサウナ及びこれに類する施設(以下「サウナ等」という。)を併せて営む場合にあっては、補助対象経費からサウナ等に係る経費を除くものとする。
- 3 前項の場合において、浴場業に要する経費とサウナ等に係る経費が一体となっている ときは、サウナ等に係る経費は、補助対象経費に10分の3を乗じて得た額とする。

(補助金の額等)

- 第5条 補助金の額は、補助対象経費に10分の3を乗じて得た額とし、500,000円を限度とする。
- 2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請の期日等)

- 第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の6月30日とする。
- 2 規則第3条第2号の収支予算書は、第1号様式によるものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、当該交付決定を受けた浴場事業者の 請求に基づいて交付決定額の2分の1を交付し、規則第10条の規定による交付すべき補 助金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

- 第9条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、 事業の完了の日から30日以内に行わなければならない。
- (1) 収支決算書(第2号様式)
- (2) 利用者数報告書(第3号様式)
- (3) 補助対象経費の実績を証明する書類

(検査等)

第10条 市長は、浴場事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要がある と認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について 必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。 (雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 春日井市公衆浴場維持運営費補助金交付要綱(平成12年6月1日施行)は、廃止する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市公衆浴場維持運営費補助金交付要綱の規定に 基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市公衆浴場維持運営費補助金交付要 綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

年 月 日

(宛先) 春日井市長

浴場事業者名

年度収支予算書

本年度の収支予算は、次のとおりです。

(収支予算書)

収	入	支	压
項目	金額(円)	項目	金額(円)
合 計		合 計	

年 月 日

(宛先) 春日井市長

浴場事業者名

年度収支決算書

本年度の収支決算は、次のとおりです。

(収支決算書)

収	入	支	压
項目	金額(円)	項目	金額(円)
合 計		合 計	

年度利用者数報告書

浴場事業者名

(単位:人)

月	男	女	計
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合 計			